

インフルエンザによる出席停止について

インフルエンザは学校において予防すべき感染症であり、学校保健安全法の規定により、出席停止の措置をとることになっております。出席停止の期間は基準が定められておりますが、医師の診断により登校許可が出るまでは十分に療養してください。出席停止の期間は欠席の扱いにはなりません。

なお、登校の際は、下記の「インフルエンザ治癒報告書」に必要事項を記入いただき、必要書類を添えて、登校再開後1週間以内に担任まで御提出ください。

【必要書類】生徒氏名、受診日、インフルエンザの罹患が証明できるもの。(コピー可)
(例：抗インフルエンザ薬の処方箋や薬の説明書、インフルエンザ抗体検査結果、診療明細書 等)

※添付書類においてインフルエンザ罹患の確認が困難な場合は、別様式「登校許可証明書」に医師の証明を受けて提出していただきます。

<h3>インフルエンザ治癒報告書</h3>	
	年 組 番 氏名
1 診断名	_____ (_____ 型)
2 診断日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
3 期間	上記疾患のため、 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで休養を要し、 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から登校可能と指示されました。
4 医療機関名	_____
	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
	保護者氏名 _____ 印 _____

(ホームルーム担任は教科担任に連絡後、この用紙と添付書類を保健室へ提出してください。)